











◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

5月3日に『ゴールデンウィー クワークショップ』を開催しま した。

「鯉のぼりクリップ」の製作を 行い、それぞれとても工夫を凝 らした力作が並びました。多く の親子に参加いただき、交流を 深める時間になったと思います。



▲かわいい鯉のぼりがいっぱい

◎7月のスケジュール(予定)

ピコピコ

ふたばクラス…2日(火) みつばクラス…5日(金) よつばクラス…11日(木)

誕生会…8日(月)

休館日 3日 (水)、10日 (水)、 16日(火)、17日(水)、 24日(水)、31日(水)

※スケジュール内容は、変更する場合があります。 また、詳しい内容は、ぱすてるへおたずねください。

◎夏休みお楽しみクッキング

親子で「夏野菜のキーマカレー」を作ろう!

容 栄養士の指導のもと、親子で一緒にカレー作り

対象者 年長~小学校6年生の子どもとその親

時 8月9日(金) 午前10時30分~午後1時 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

員 8組(1組:子ども1人、親1人)

用 500円/1組 ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ぱすてる」まで申込む。(電話可)

申込期限 8月3日(土)※定員になり次第、締切。

申込·問合せ先 子育ではうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

おおのファミリー・サポート・センターでは、地域の皆さんで、

安心して子育てができるような環境づくりのお手伝いをしています。

ファミリー・サポート・センターとは、子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と、子育てを応援 したい人(提供会員)が子育てをサポートすることを目的としてつくる会員制の組織です。

利用会員…生後6カ月から小学6年生以下のお子さんを持ち、町内に住民登録をしている人

提供会員…町内または近郊に住所を有し、心身ともに健康で援助活動に熱意と理解がある満20歳以上の人 (提供会員、利用会員、随時募集しています。)

◆ファミサポ利用について◆

利用時間・料金

活動日	活動時間	料金	
平日 (月~金)	午前7時~午後9時	700円/時間	
土・日・祝日	//	800円/時間	

※12月29日~1月3日は土・日・祝日料金となります

- ・事前の登録が必要です。 センターにて登録手続きをしてください。
- ・事前に電話で予約してください。
- 登録料、入会金、年会費等は、不要です。

▶どんな時に利用できますか?◆

乳幼児を連れて 出かけにくいとき 兄弟姉妹の授業参観や、 通院などのとき

リフレッシュ したいとき

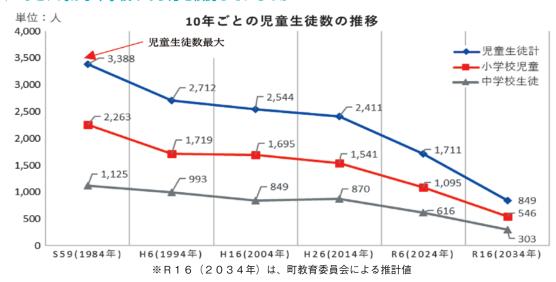
園、小学校、放課後児童 クラブなどへの送迎

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ぱすてる内) **☎** 34-1010

大野町小中学校の Vol. 1 あり方コーナー

町では、子ども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な 教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について 令和3年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検 討している内容や経過などについて、お知らせします。

(1) なぜ、町は小中学校のあり方を検討しているのか?



現在、日本では少子化が急速に進行しており、社会経済への様々な影響が懸念されています。当町に おいても少子化は例外ではなく、令和3年度の出生数は96人で、初めて100人を下回りました。令 和4年度は75人、令和5年度は91人と出生数は低い状況が続いています。

また、出生数と軌を一にするように町内小中学校の児童生徒数も年々減少する見込みです。

一方で、社会は急速に変化しており、多様化・複雑化・不確実性を増しています。今の子ども達や、 これから誕生する子ども達が成人して社会で活躍する頃には、日本は厳しい挑戦の時代を迎えていると も言われており、このような時代に社会の担い手となる子ども達に必要とされる資質や能力を身に付け させることが学校教育に求められています。

大野町で育った子ども達一人ひとりが将来の社会や地域で活躍できる、新しい時代に対応できる資質 や能力を身につけることができる学校教育の環境はどうあるべきなのか。それが、小中学校のあり方検 討の出発点です。

(2) 「今ある空間が当たり前」を考える

現在、町内には小学校6校、中学校2校がありますが、最初から現在の形態であったのではありません。 それぞれの時代の社会の変化や学校教育に必要とされるニーズなどに応じて変遷しながら現在にいたっ ています。

児童生徒数の減少、いじめ・不登校の増加、特別の配慮を要する児童生徒への対応など、現在の子ど も達を取り巻く諸課題に「今ある空間が当たり前」という発想では社会の変化に追いつかず、将来との ギャップは深まるばかりです。子ども達の未来のためには、今ある学校が変わる必要があり、それは地 域社会が意識や発想を変える必要があるということでもあります。

小中学校のあり方の検討については、行政や学校のみならず、保護者や地域の人が一緒に考え、多様な 意見を反映させながら進めていきたいと思います。

皆さんのご意見をお寄せください。⇒

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378



タウンミーティングを開催します

地域の皆さんと、協働によるまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催します。日程および 場所は次のとおりです。皆さんのご来場をお待ちしています。

地 区	期日	場所
第1区	7月23日(火)	第1公民館
第2区	25日(木)	第2公民館
第3区	30日(火)	第3公民館

地区 場所 期日 第4区 8月1日(木) 第4公民館 第5区 6日(火) 第5公民館 8日 (木) 第6区 第6公民館

◎時間 午後7時30分~8時30分

問合せ先 総務課 ☎ 35-3564

『大野の太鼓判』として自慢の商品を町ぐるみでPRしてみませんか?

大野の太鼓判 第12回公募のご案内

○「大野の太鼓判」の認定を受けると

- ・「大野の太鼓判」認定ロゴマー クを商品に使用することがで きます。
- ・町広報紙やホームページ、無 料雑誌等へ掲載し、商品のP Rができます。
- ・町が主催、共催または参加する物産展等へ優先的 に出店することができます。
- ・町が全面的にバックアップし、商品のトップセー ルスができます。
- ・事業所の要望等に、各委員が可能な限りアドバイ スします。

- ○対象商品 町内で開発もしくは生産された商品、 または町内で産出された農林水産物およびその加工品
- ○応募資格 町内に主たる事業所、住所を有する個 人および法人またはそれらの者で構成された団体
- ◎応募件数 1事業者あたり3点まで
- **○募集期間** 7月1日(月)~9月2日(月)
- ※窓口への提出は土・日・祝日を除く
- ○スケジュール (審査) 11月 (認定) 12月
- ○応募方法 大野の太鼓判公募要領を確認のうえ 「大野の太鼓判認定申請書」に関係書類を添えてま ちづくり推進課へ提出してください。申請書および 公募要領は、まちづくり推進課窓口備付けまたは、 町ホームページからダウンロード可。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎35-5374

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定しました

熱中症対策を強化するため、改正気候 変動適応法が令和6年4月に施行されま した。

危険な暑さから避難できる場所として、 次のとおり指定暑熱避難施設(クーリン グシェルター)を指定しましたので、熱 中症特別警戒情報発表時に活用してくだ

※「熱中症特別警戒情報」とは、県内す べての観測地点において、暑さ指数が 35以上となることが予測される場合 に、都道府県単位で発表されます。

◎開設期間

7月1日(月)~10月23日(水)

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

○指定施設

場所	開館日・時間	受入人数
役場(ロビー)	午前8時30分~午後5時15分休館日:土日祝日	30
第1公民館(ロビー)	午前8時30分~午後10時休館日:月曜日	10
第2公民館(ロビー)	//	10
第3公民館(ロビー)	//	10
第4公民館(ロビー)	//	10
第5公民館(ロビー)	//	10
第6公民館(ロビー)	//	10
総合町民センター (エントランス)	午前9時~午後10時 休館日:月曜日(祝日の場合翌平日)、祝日の翌日	20
図書館	午前10時~午後6時 休館日:月曜日(祝日の場合翌平日)、祝日の翌日	30
道の駅パレットピア おおの(トイレ情報館)	24時間、休館日:無し	20

定額減税しきれないと見込まれる人への 給付金(調整給付)のお知らせ

令和6年の所得税および令和6年度分の個人住民 税において定額減税が実施されます。その中で定額 減税しきれないと見込まれる人へ、その減税しきれ ないと見込まれる額を1万円単位に切り上げて給付 します。

◎支給対象世帯

- 次の(1)(2)いずれの条件も満たす人
- (1)令和6年1月1日現在、町内に住所を有する
- (2)基準日(令和6年6月3日)時点の課税情報 において算出した定額減税可能額が、令和6 年推計所得税額または令和6年度分住民税所 得割額を上回っていること。
- ※令和6年分所得税額は令和5年分の所得情報 等により所得税額を推計します。

◎給付額

次の(1)(2)の合算額。ただし、1万円を最小単位とし、 これに満たない端数がある場合は切り上げます。

(1)所得税分控除不足額

定額減税可能額(3万円×減税対象人数) -令和6年分推計所得税額

(2)住民税控除不足額

定額減税可能額(1万円×減税対象人数) -令和6年度分住民税所得割額

※減税対象人数とは、扶養人数に1を加えた人数。 控除不足額が0円を下回る場合は0円。

○申請方法

支給対象と思われる世帯の世帯主には、町から確 認書を送付予定(7月中)です。確認書に必要事項 を記入のうえ、返信用封筒にて返信してください。 ※申請には、通帳の写し、本人確認書類等が必要。

○申請期限

10月31日(役場必着)まで

問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

新たな低所得者世帯への給付金および子育て世帯への 加算給付金のお知らせ

物価高騰で家計への影響が特に大きい低所得世帯 (令和6年度新たに大野町住民税が非課税となった 世帯および均等割のみ課税となった世帯)に対して 給付金を1世帯あたり10万円給付します。また子 どもがいる世帯には児童1人あたり5万円を追加給 付します。

◎支給対象世帯

• 新たな低所得者世帯への給付金 (1世帯あたり10万円)

基準日(令和6年6月3日)時点で町内に住所 を有し、新たに世帯全員の令和6年度住民税が 非課税または住民税均等割のみ課税の世帯。

・子育て世帯支援への加算給付金 (児童1人あたり5万円)

新たな低所得者世帯への給付金の支給対象世帯 のうち、18歳(平成18年4月2日以降生ま れ)までの児童を扶養している子育て世帯。基 準日以降に生まれた新生児も対象。

○申請方法

支給対象と思われる世帯の世帯主には、町から確 認書を送付予定(7月中)です。「確認書」に必要 事項を記入のうえ、返信用封筒にて返信してくださ

※申請には、通帳の写しや本人確認書類等が必要。

○申請期限

10月31日(役場必着)まで

- ※住民税が課税されている人の扶養親族となってい る場合は対象外。
- ※令和5年度に住民税非課税世帯、均等割のみ課税 世帯、子育て世帯支援への加算給付金に該当し、 給付金を既に給付されている場合は対象外。
- ※令和6年1月2日以降に大野町に転入した人がい る世帯または未申告の人がいる世帯で給付金を受 け取るには申請が必要。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369



児童手当制度大幅改正のお知らせ

~高校3年生まで支給対象児童の拡大、所得制限が撤廃になります~

現在、児童手当は、中学3年生までの 子どもの保護者を対象に所得制限以内の 人に支給する制度になっています。令和 6年10月分から制度大幅改正により、 所得制限撤廃・18歳(高校3年生の3 月分) まで支給対象者を広げることとな りました。詳しくは、8月号広報にてお 知らせします。

	現在		拡充後	
3歳未満	1万5,000円		1万5,000円 -	
3歳~小学生	1万円		1万円	第3子以降
中学生	1万円		1万円	3万円
高校生	支給対象外		1万円 -	
所得制限	あり 特例給付:子1人 一律5,000円	•	なし 全員支給対象	

※公務員の人は勤務先に問合せてください。

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

国民年金保険料の納付が困難な人へ

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保 険料の納付が「免除」または「猶予」される場合が あり、令和6年度分の保険料の免除・納付猶予申請 は7月より可能となっています。申請方法は役場住 民課窓口での申請、またはマイナポータルからの電 子申請が可能です。それぞれの申請に必要な書類等 は次のとおりです。

◎住民課窓口での申請時に持参する書類

・年金手帳、年金番号通知書、マイナンバーカード のいずれかを持参してください。

(雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証 をお持ちの人は加えて持参してください)

○マイナポータルから電子申請する際の準備等

・事前にマイナポータルの「利用者登録」が必要で す。登録手続には、マイナンバーカードと、その 受け取り時に設定したパスワードが必要になりま す。詳しくは日本年金機構ホームページにて確認 してください。

【日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp】

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

町営住宅入居者募集中

静かな環境で全室日当たり良好! 商業施設も近くて便利! 礼金・共益費なし!

団 地 名	中之元北	比団地(特定公共賃貸住宅)2~4階部分	
募集戸数	若干数	3DK	
住宅使用料(賃貸条件等)	使用料	3DK 52,000円/月(駐車場1台、2㎡の物置を含む)	
	敷 金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
	・昨年の) 1 カ月の世帯全員の所得金額(※)が 158,000 円以上 487,000 円以下の	
	人(所得の上昇が見込まれる人を含む)		
入居資格	・現に自ら居住するための住宅を必要としていること・現に同居し、または同居しようとする親族があること		
(全てに該当すること)			
	・現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと		
	・その者	がまたは現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと	

- ※ 1カ月の所得とは(年間所得金額-控除額の合計)÷12カ月
- ◇駐車場は、1戸につき1台です。
- ◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。
- ◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先

建設課 🕿 35-5376

固定資産税の適正な課税のため確認をお願いします

固定資産税は、毎年1 月1日現在を基準日とし て課税されます。所有し ている固定資産に関して



次のような変更がある場合は、税務課まで連絡して ください。

○固定資産そのものの変更

- ・登記をしていない建物を新築または増築した場合 (税務課による家屋評価が行われていないもの)
- ・登記をしていない建物の全部または一部を取り壊
- ・建物の全部または一部の用途変更をした場合 (例:事務所を居宅に変更した等)
- ・住宅用地認定にかかる住宅の数が変更になった場合
- ・土地の用途を変更した場合(例:住宅を取り壊し て貸し駐車場に変更した等) ほか
- ※登記がある家屋で、法務局で登記申請や滅失登記な どがすでに済んでいる場合には、役場へ届出は不要 です。ただし、滅失登記が翌年にわたる場合には、 連絡してください。

◎所有者の変更

- ・所有者または納税義務者が死亡し、税務課での相続代 表人指定届出書提出等の手続きを行っていない場合
- ・登記をしていない建物の所有者を変更する場合
- ・町外在住の納税義務者で住所の変更がある場合

※登記がある家屋で、法務局で所有権移転登記などが すでに済んでいる場合には、役場へ届出は不要です。

家屋評価について

家屋評価は、固定資産 税の基となる評価額を算 出するため、新築または 増築した家屋を対象に行 われるものです。



令和7年度分以降の固定資産税賦課のため、7 月から12月中に税務課職員が家屋評価に伺いま す。対象者には、事前に連絡をしますのでご協力 をお願いします。

町税の納期内納付に協力してください

皆さんの生活を支える貴重な財源である町税は、 納期内の自主納付を原則としています。納税者一人 ひとりが意識を持って納期限を守ることが大切です。

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期内納税 者との「公平性」を保つため、督促状、文書催告な どによる納税の催告、法令に基づく財産の差し押さ えなどの滞納処分を行うことになります。

◎滞納処分に関するQ&A

Q1 納期限を過ぎてしまいました。このまま放置 していたらどうなりますか?

A1 納期限を過ぎると、督促状を送付します。法 律では「督促状を送付し、10日経過しても 納付がない場合には、滞納者の財産を差し押 さえなければならない」と定められています。 期限までに納付できない事情がある場合は、 放置せず速やかに相談してください。

Q2 滞納金額が少なくても財産の差し押さえをさ れますか?

A2 差し押さえ(滞納処分)は、滞納金額に関係 なく行います。昨年は、預貯金や給与などの 差し押さえを執行しました。

Q3 勤務先への給与照会などの財産調査や差し押 さえなどの滞納処分は、事前に予告がありま

A3 財産調査や滞納処分は法律に定められた調査 および処分です。事前の予告や本人の承諾は 必要としません。

納期内納付が困難な場合は、税務課に相談してくだ さい

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税 金を納期内に納めることが困難な場合は、納期内に 税務課まで相談してください。生活状況や収支を確 認のうえ、分割納付など徴収の猶予を行うことがで きます。ただし、虚偽の申し出や連絡なく納付計画 を守られない場合は、滞納処分の対象となります。

税金を滞納すると、延滞金が加算されるなどの経 済的な不利益だけでなく、滞納処分の際に行う勤務 先への給与調査などの財産調査により社会的な信用 も失うことになる恐れがあります。

事情により納期内納付が困難な場合は、放置せず、 必ず税務課まで相談してください。

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

《7月31日まで・薄い赤色》 《8月1日から・薄い青色》 被職者 **被職籍号** ○○○○○○○ 名 広域 太郎 氐 名 広域 太郎 Æ. 一部負担金の ○ 割 一部負担金の 割 合 割 合 有効期限令和6年7月31日 有効期限 令和7年7月31日 **後期高齢者医療被保険者証** 有効期限 後期高齢者医療被保険者証 有効期限 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 名 広域 太郎 名 広域 太郎
 氏
 名

 生
 年
 月

 資格取得年月日
 発
 効
 期
 日

 交
 付
 年
 月
 日

 一部負担金の割合
昭和〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日 生 年 月 日 資格取得年月日

後期高齢者医療の保険証は町内に住所を有する 75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から 7.4歳の人で広域連合の認定を受けた人に交付され ます。現在の保険証の有効期限は令和6年7月31 日ですので、8月1日からは、7月中旬頃にお送り する新しい保険証を使用してください。新しい保険 証は薄い青色に変わります。古い保険証を処分され るときは、住所や氏名が判別できないよう裁断する など、十分に注意してください。

保険者番号 ○○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

◎マイナ保険証をぜひ利用してください!

令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行さ れなくなります(有効期限が令和7年7月31日ま での保険証は期限まで使用可能)ので、マイナ保険 証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード) を利用してください。

利用登録の手続き方法については、住民課に問合 せてください。

マイナ保険証を使用すると**医療費の自己負担額が** 安くなる、限度額適用認定証等がなくても、高額療 養費制度における限度額を超える支払いが免除され **る**などのメリットがあります。

○令和6年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等 割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割 額」の合計となります。令和6年度保険料は、令和 5年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保 険者になられた人には、7月中旬に「後期高齢者医 療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額 や納付方法が記載されていますので確認してくださ

【保険料額について】

一部負担金の割合

令和6年度保険料額は、次のア、イの合計額にな ります(ただし、80万円(73万円^{*1})を上限 とします)。

令和○○年○○月○○日

○ 割

ア 均等割額(被保険者1人あたり49,412円)

イ 所得割額(被保険者の所得金額*2×

保険者番号 ○○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

所得割率9.56% (8.89%^{*3}))

- ※1 令和6年3月31日時点で75歳以上の人、または、令 和7年3月31日までに障害認定で被保険者となって いる人は、激変緩和措置により、上限額が73万円。
- ※2 被保険者の所得金額=総所得金額等-43万円(基礎 控除額)
- ※3 ※2の所得金額が58万円以下の人は、激変緩和措置 により、8.89%。

◎後期高齢者医療制度の見直し

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料に ついて制度改正が行われ、令和6年度保険料に反映 されています。

①後期高齢者負担率の見直し

後期高齢者の保険料の負担割合について「後期高 齢者1人あたりの保険料」と「現役世代1人あたり の後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるように 見直されました。

②出産育児一時金を全世代で支える仕組みの導入 出産育児一時金に必要な費用の一部(7%*)を 後期高齢者の保険料から支援することになりまし た。

※令和6・7年度は3.5%

◎保険料の軽減措置について

①保険料「均等割額」の軽減

均等割額は、世帯の所得によって次の表のとおり 軽減されます。

同じ世帯の被保険者と世帯主の 軽減割合 令和5年中の総所得金額等*1の合計額 43万円+10万円× 7割軽減 (給与所得者等^{*2}の数-1)以下 43万円+10万円×(給与所得者等*2の 5割軽減 数-1)+29.5万円×被保険者数以下 43万円+10万円×(給与所得者等*2の 2割軽減 数-1)+54.5万円×被保険者数以下

- ※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等 が2人以上いる場合に計算します。
- ※2 一定の給与所得がある人(給与収入が55万円超)ま たは公的年金等に係る所得がある人(公的年金等の収 入金額が、65歳以上で125万円を超える人、また は65歳未満で60万円を超える人)。
- (注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必 要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となり ます。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、 事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主 の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的 年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人の み適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判 定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険*の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日におい て、被用者保険の被扶養者であった人は、**所得割額** の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2 年間は5割軽減となります。ただし、所得が低い人 に対する軽減にも該当する人については、いずれか 大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及 び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民 健康保険組合は含まれません。

◎保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特 別徴収」と、納付書や口座振替でお支払いいただく 「普通徴収」があります。

①特別徴収 (年金からのお支払い)

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保 険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受 給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払 いいただきます。なお、特別徴収の人は、口座振替 (普通徴収) に変更できます。

②普通徴収 (納付書や口座振替によるお支払い)

特別徴収の条件を満たさない人や後期高齢者医療 制度に加入したばかりの人は、町から送付される納 付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただ きます。

- ◎普通徴収の人には口座振替をおすすめしています 保険料の支払いには、口座振替をおすすめしてい ます。口座振替には次のメリットがあります。
- ①毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で 支払いをする必要がなくなります。
- ②保険料が登録口座から引き落とされるため保険料 の支払い忘れがなくなります。

口座振替を希望される場合は、住民課に問合せ てください。

◎保険料の納付が難しいとき

住民課では、保険料の納付に関する相談を受付し ています。災害や失業などで納付が困難な場合は、 お早めに相談してください。十分な収入・資産など があるにもかかわらず保険料を納めない場合には、 法律の定めにより滞納処分が行われることがありま

◎確定申告期限後に申告された人へ

確定申告期限後に申告等をされた人は、新年度の 自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能 性があります。この場合、当初は確定申告期限まで の情報等に基づく保険証や保険料額の決定通知書を 送付し、後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行 い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送 り直します。この場合、特別徴収(年金からの天引 き)であった人が、普通徴収(納付書納付や口座納 付)に切り替わることがあります。

◎医療費の窓口負担割合が2割の人の配慮措置につ

令和7年9月30日まで、2割負担による**外来医** 療の負担増額が1カ月最大3,000円までに抑え られます。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、 事前に登録されている口座に払い戻します。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

「地域交流施設 わっか」からのお知らせ

日頃は「地域交流施設 わっか」をご利用いただき、ありがとうございます。 「地域交流施設 わっか」では、令和6年7月1日から使用料が必要となります。 使用料については、次のとおりとなりますので確認してください。

〈使用料〉 場所 使用料(1時間につき) 200円 地域交流施設 わっか(多目的室1・2)

※減免申請等について、詳しくは福祉課まで問合せてください。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369